

○南伊豆地域清掃施設組合施設整備運営事業者選定委員会設置条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第1号
令和6年2月27日

(設置)

第1条 南伊豆地域清掃施設組合（以下「組合」という。）が設置する一般廃棄物処理施設の整備、運営等の業務を請け負う事業者（以下「事業者」という。）の選定を公正かつ適正に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、南伊豆地域清掃施設組合施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、組合の管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 事業者の選定基準に関すること。
- (2) 事業者の提案の審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し管理者が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 組合を構成する市町の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事務が終了し、組合と事業者が契約を締結する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議は、管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開しない。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合事務局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(南伊豆地域清掃施設組合特別職の職員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 南伊豆地域清掃施設組合特別職の職員等に対する報酬及び費用弁償に関する条例(令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(6) 施設整備運営事業者選定委員会の委員 日額50,000円

第2条第2項中「第5号」の次に「及び第6号」を加える。